

佐賀大学医学部助教の選考に関する申合せ

(平成16年10月20日教授会決定)

- 1 本学部の助教の選考は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）第4条の2第2号に定める選考基準を、次の各号の選考基準によって取扱うこととする。
 - (1) 臨床医学系の助教については、原則として、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）又は専門医の資格を有する者
 - (2) 基礎医学系の助教については、原則として、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (3) 看護・基礎教育系の助教については、原則として、修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 2 国立大学法人佐賀大学教員選考基準第4条の2第3号の規定については、同規定を準用し、前項の者に準ずる能力を有すると認められる者とする。
- 3 上記1，2の助教の選考は公募を原則とし、佐賀大学医学部教員選考規程（平成16年4月1日制定）第15条第1号に定める助教候補者を医学部長に推薦するにあたっては、次の手続きをとることとする。
 - (1) 当該部署の長は、助教の選考が必要となった場合、医学部長（臨床系の場合は病院長にも）の了承を得て、公募を行うものとする。公募の方法等については、当該部署の長が判断するものとする。
 - (2) 公募により応募した助教候補者が複数の場合、当該部署の長はあらかじめ医学部長（臨床系の場合は病院長にも）と相談のうえ、助教候補者を1人推薦する。
- 4 この申合せについて疑義が生じた場合は、教授会の決定するところによる。

附 則

この申合せは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年6月22日改正）

この申合せは、平成18年6月22日から実施する。

附 記（平成19年3月8日改正）

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。